

主 文

原判決を破棄する。  
被告人Aを禁錮一〇月に、  
被告人Bを禁錮八月に処する。  
但し、被告人兩名に対し、本裁判確定の日から三年間右刑の執行を猶予する。

原審および当審における訴訟費用のうち、昭和三七年三月一七日証人C、同D、同E、同年六月四月証人C、同E、同F、同年六月一五日証人C、昭和三八年四月一五日証人G、昭和四四年一月五日証人H、同I、昭和四六年九月八日証人Jに支給した分を除き、その余は、これを平分しその一宛を各被告人の負担とする。

理 由

本件控訴の趣意は、被告人兩名の弁護士佐久間渡、同菊地三四郎、同大木市郎治、同佐藤貞夫作成名義の控訴趣意書および控訴趣意補充書に記載されたとおりであり、これに対する答弁は、東京高等検察庁検察官検事波多宗高作成名義の答弁書に記載されたとおりであるから、これらをここに引用し、これに対して、当裁判所は、次のとおり判断する。

まえがき

栃木県日光市山内に所在する輪王寺所属の薬師堂（別名本地堂）は、寛永年間に徳川家康の霊廟として造営された東照宮本殿等と共に建築されたもので、国の重要文化財に指定されており、殊にその天井に画かれた竜は鳴竜として世に知られていたところ、昭和三六年三月一五日夜火災によりその大部分を焼損したのである。この火災の原因について、原判決は、起訴状と同様、輪王寺職員として薬師堂に勤務し火災予防等の職務に従事していた被告人兩名の業務上過失による出火であると認定した。すなわち、原判決が認めた被告人兩名の過失は、これを要約すると、薬師堂内陣の南西部に設けられた職員控室において、被告人Aは、同日午後掘り炬燵の中にK六〇〇ワット電熱器を入れて採暖に使用したが、同日午後四時の退堂時刻も迫った午後三時五〇分頃右電熱器に未だ高度の余熱が残存し、可燃物に接触すれば燻焼発火するおそれがあるにも拘らず、これを平素座布団を取り片付けて積み重ねて置く場所になつている同控室北西隅に放置して退出したこと、被告人Bは、右電熱器が炬燵内で使用されていた事実を知りながら、座布団を片付ける際、不用意にこれを右電熱器を覆うようにして積み重ねたことにあり、このような兩名の過失が競合して、同日午後四時頃から午後七時頃までの間に、電熱器の熱盤の余熱によつて座布団が燻焼し同室内の畳、壁板等に燃え移つて、その火勢は遂に室内全域に及び燻焼炭化したというのである。

これに対して、控訴趣意は、これを大別すれば、本件火災の原因を争つて、当日前記電熱器は使用されず、その余熱に基づく発火ではないことと、出火原因は原判決認定の如きものであるとしても、被告人Aの行為は、失火罪における過失にあたるらないこと、および被告人兩名に過失があるとしても、これを業務上過失と認めることはできないことを挙げて、原判決には判決に影響を及ぼすことの明らかな事実の誤認があるというのである。

（中略）

被告人Aの過失について。

所論（C）は、仮に被告人Aが本件電熱器を使用し、未だ余熱のある電熱器を控室北西隅の畳上に置いたとしても、同被告人には過失がないと主張し、その理由として、被告人の右のような行為と火災発生との間には相当因果関係がないこと、同被告人の行為には客観的注意義務（結果予見義務、結果回避義務）の違反がないこと、および同被告人の行為は失火罪の構成要件を実現する実行行為にあたるらないことを挙げている。

原判決によれば、被告人Aの過失行為は、同人が「通電中の本件電熱器を炬燵内より取り出し、そのコードをコンセントから外して電源を切るや、直ちに職員らが平素退堂に際し座布団を積み重ね取り片付けておくことになつており、同被告人もこのことを熟知していた控室北西隅の畳の上に、まだ高度の余熱の現存する右電熱器を漫然放置したまま退出し」たことにあると認定している。そして、証拠によると、本件電熱器は、普段使用されないときは控室北西隅のあたりの畳の上に置いてあつたことが認められ、原判決の前記認定が是認されるべきことは、既に述べたところである。

なるほど、L鑑定書によると、電源を切つてから三〇秒後に熱板上にコードを載



月二二日付、同年一月二二日付、同年二月六日付各供述調書および被告人Bの  
検察官に対する同年四月二〇日付、同年一月二二日付、同年一月二二日付各供述  
調書によれば、被告人兩名は夫々、薬師堂勤務の承仕として、参拝等の盗難の防止  
理説明、お守りやお授けの境内における火災の予防の業務に従事していたものと認  
定した原判決を支持するところができず、被告人らが特に薬師堂に於ける火災の防  
止の注意と同  
火災の発見防止は条上も慣例上も主要な職務の内容であつたことが前掲各証拠か  
ら是認される。これを、ただ一設的な事業所や家庭内における火災の注意と同  
一にみる所論には賛同することができず、被告人らが特に薬師堂に於ける火災の防  
止の注意と同  
者やその責任者に指定されてもいなかつたことは、前記職務に何ら影響を及ぼさ  
ない。既に述べたとおり、本件火災は、被告人兩名が自ら取扱つた火災の発見防  
止の業務に随伴する注意義務は、参拝客等  
づくものであつて、その限りで〈要旨〉は、一般家庭、事業所における採暖のため  
に使用した火気取扱上の不注意と異なる。しかし、前記のよう〈要旨〉な重要文化  
財である薬師堂における火災の発見防止の業務に随伴する注意義務は、参拝客等  
喫煙などによる火災発生の予防のみに限られるものではなく、自ら取扱つた火災に  
よる火災の予防をも当然包含すべきものであつて、退堂に際して、自ら使用したの  
であると参拝客その他の原因によることを問はず、火災の発見防止に努めることは、  
業務上の注意義務に属すると解するのが相当である。

したがつて、原判決が被告人兩名に対して業務上失火の責任を認めたのは相当で  
あつて、誤りはなく、論旨は理由がない。

以上の次第で、控訴趣意が主張する点はいずれも採用することができない。  
しかしながら、職権をもつて調査するに、原判決は、その理由の第一で被告人兩名  
の経歴、第二で罪となるべき事実を認定し、その証拠として、第三の証拠の標目  
で三の各項に分けて各種の証拠を掲げているところ、一の被告人Aの司法警察員  
および検察官（九通）に対する各供述調書と、二の被告人Bの検察官に対  
する各供述調書（五通）は、原審においていずれも当該被告人に対する証拠として  
取調べられ、相被告人に対する関係で証拠調のなされた形跡が存しない。したがつ  
て、右の各供述調書は、相被告人に対する証拠に供することは許されず、原判決が  
これを区別しないで一括して事実認定の証拠として採用したのは、訴訟手続に法令  
の違反があるといわなければならない。その一方の供述調書を除いては本件犯罪事  
実を十分に認定することができないという意味において、その違法が判決に影響を  
及ぼすことは明らかである。原判決は、この点において破棄を免れない。

しかし、既に控訴趣意に対する判断で述べたとおり、右の各供述調書は任意性も  
信用性も是認することができ、特信性の点も肯定するに足り、刑事訴訟法第三二一  
条第一項第二号の要件を充足しているといふことができる。当審において、検察官  
は、これらの供述調書のうち被告人Aの検察官に対する昭和三六年四月二二日付、  
同年七月四日付、同年八月一〇日付、同年一〇月一八日付、同年十一月二二日付、  
同月二三日付（二通）の各供述調書および被告人Bの検察官に対する同年四月二〇  
日付、同年五月二三日付、同年六月二三日付、同年十一月二二日付の各供述調書に  
ついて、刑事訴訟法第三二一条第一項第二号の書面として相被告人に対する証拠調  
の請求をし、当裁判所は、弁護人の意見を徴したうえ、これを採用した。

そこで、刑事訴訟法第三九七条第一項、第三七九条により原判決を破棄したう  
え、同法第四〇〇条但書に従い、更に自ら被告事件について判決をする。

当裁判所が認定する罪となるべき事実は、原判決の理由の第一および第二に記載  
するとおりであるから、これを引用し、これを認定した証拠は、原判決の理由第三  
の証拠の標目のうち、一および二を削除して、

一、 1. 被告人Aの検察官に対する昭和三六年四月二二日付、同年七月四日  
付、同年八月一〇日付、同年一〇月一八日付、同年十一月二二日付、同年十一月二  
三日付（二通）各供述調書（被告人兩名について）

2. 被告人Aの司法警察員および検察官（同年六月二二日付、同年一月二六日  
付）に対する各供述調書（被告人Aについて）

二、 1. 被告人Bの検察官に対する昭和三六年四月二〇日付、同年五月二三  
日付、同年六月二三日付、同年十一月二二日付各供述調書（被告人兩名について）

2. 被告人Bの検察官に対する同年一月二六日付供述調書（被告人Bについ  
て）

と改め、

三九、 当審証人Rに対する尋問調書

を加える外は、原判決の掲げるとおりであるから、これを引用する。

被告人兩名の判示所為は、いずれも刑法第一一七条ノ二（第一一六条）、昭和四七年法律第六一号による改正前の罰金等臨時措置法第二条第一項、第三条第一項第一号（右改正後の同法条・刑法第六条・第一〇条）に該当するので、所定刑中いずれも禁錮刑を選択し、その刑期の範囲内で被告人Aを禁錮一〇月に、被告人Bを禁錮八月に処し、刑法第二五条第一項第一号を適用して、いずれも本裁判確定の日から三年間右刑の執行を猶予することとし、原審および当審における訴訟費用は、刑事訴訟法第一八一条第一項本文により、主文第四項記載のとおり、被告人らに負担させることとする。

よつて、主文のとおり判決する。

（裁判長判事 江碕太郎 判事 龍岡資久 判事 桑田連平）